

**尾原ダム湧水対策検討委員会
第1回委員会**

議 事 次 第

開催日時：平成23年6月10日（金） 10：00～12:00

開催場所：尾原ダム管理支所 2階 会議室

1. 開 会
2. 委員会の設立趣旨について
3. 委員会の規約
4. 委員紹介及び委員長選出
5. 委員長の挨拶
6. 議 事
 - (1) 尾原ダム試験湛水の状況及び湧水の経緯報告 等
 - (2) 計測結果の報告
 - (3) 調査内容・結果の説明
 - (4) その他
7. 閉 会

尾原ダム湧水対策検討委員会

設 立 趣 旨

尾原ダムは、斐伊川の治水事業の一環として、斐伊川上流 47.7km に建設している洪水調節・流水の正常な機能の維持・水道用水の供給を目的とした多目的ダムである。

尾原ダムは、平成3年度から建設事業に着手して以来、国道をはじめとする付替道路工事を実施するとともに、平成 18 年から本体建設工事を進めてきた。平成 22 年 11 月 15 日からは、試験湛水に着手し水位上昇していたが、ダム堤体左岸下流の地山法面から湧水を確認したことから、平成 23 年 3 月 15 日から EL.212.8mまで上昇した貯水位を低下し、各種計測・調査を実施してきたところである。

上記の左岸下流の地山法面の湧水対策を実施するにあたり、専門家で構成される「尾原ダム湧水対策検討委員会」を設置し、これまでの各種計測・調査データの分析に対する技術的知見並びに、対策の指導、助言を得ることを目的とするものである。

尾原ダム湧水対策検討委員会規約

第1条（名称）

本会は、「尾原ダム湧水対策検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条（設置）

委員会は、中国地方整備局出雲河川事務所長が設置する。

第3条（目的）

委員会は、尾原ダム試験湛水において生じた左岸下流法面の湧水に対して、各種計測調査データの分析に対して、技術的知見に基づき、対応策の指導、助言を行うことを目的とする。

第4条（組織）

委員会の委員は、有識者等で構成し、出雲河川事務所長が委嘱する。

なお、委員は別紙に掲げるとおりとする。

- 2 委員会の設置期間及び委員の任期は、尾原ダムに生じた事象の対応が完了するまでとする。

第5条（委員長及び副委員長）

委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、副委員長を指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。また、副委員長の代理については、部会に属する委員のうち、副委員長がその時点において指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

第6条（議事）

委員会は委員の2分の1以上が出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事進行は、委員長が努める。

第7条（審議過程の透明性の確保）

委員会審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催については、あらかじめ公表するものとする。

- 2 委員会の審議については、原則として公開する。ただし、個人情報等を取扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 3 委員会に提出された資料については、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

第8条（事務局）

委員会の事務局は、中国地方整備局 出雲河川事務所に置く。

第9条（その他）

本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

（施行期日）

本規約は、平成23年6月10日から施行する。

(別紙)

尾原ダム湧水対策検討委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

委 員	あ べ 安部	ともりの 友則	独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ長
委 員	かわさき 川崎	ひであき 秀明	山口大学大学院 理工学研究科教授
委 員	の な か 野中	つぐひろ 資博	島根大学生物資源科学部教授
委 員	ひのきだに 檜谷	おさむ 治	鳥取大学大学院工学研究科教授
委 員	やまぐち 山口	よしかず 嘉一	独立行政法人 土木研究所 水工研究グループ 水工構造物チーム 上席研究員
委 員	よしだ 吉田	ひとし 等	財団法人 ダム技術センター 研究第一部長
委 員	わきざか 脇坂	やすひこ 安彦	独立行政法人 土木研究所 地質監